

『目で見る憲法〔第5版〕』 追補

2020（令和二）年1月15日 有斐閣編集部

本書第5版第2刷発行後、民法（成年年齢関係）の改正法が成立し（平成30年6月20日法律59号）、民法の成年年齢の18歳への引き下げは令和4年（2022年）4月1日施行とされました。

改正法成立にともない、本文・表を以下のように読み替えてください。

●17頁中段4行目～6行目

「成年年齢（民法四条）を二〇歳から一八歳に引き下げる方向で法案の準備が進んでいます。」とある箇所を、

「成年年齢（民法四条）を二〇歳から一八歳に引き下げる法律が令和四年四月一日に施行される予定です。」

とする。

●17頁下段の表（Ⅱ1②-2 法律と年齢）（変更点には、下線を付しました）

Ⅱ1②-2 / 法律と年齢	
年 齢	事 項
胎 児	不法行為による損害賠償請求（民721条）、相続能力（民886条）、受遺者たる資格（民965条）
0 歳以上	私法上の権利能力（民3条1項）
13 歳以上	性行為への同意（刑176条、177条）
14 歳以上	刑事責任能力（刑41条）
15 歳以上	遺言能力（民961条）、養子縁組同意能力（民797条）
16 歳以上	婚姻（女）（民731条）（改正前）、普通二輪・原付免許（道交88条1項）、民事訴訟証人宣誓能力（民訴201条2項）
18 歳以上	民事成年（民4条）（改正後）、死刑可（少年51条1項）、婚姻（男）（民731条）、婚姻（女）（民731条）（改正後）、普通免許（道交88条1項）、銃砲刀剣所持許可（銃刀5条1項）、風俗営業での客の接待（風営22条）、選挙権（公選9条）、選挙運動（公選137条の2）、帰化（一般）（国籍5条1項）（改正後）、司法書士資格（司書5条2項）（改正後）、医師免許（医師3条）（改正後）
19 歳以上	サッカーくじ購入（スポーツ投票9条）、大型・中型免許（特例）（道交88条1項）
20 歳以上	民事成年（民4条）（改正前）、飲酒（未成年者飲酒禁止法1条）、喫煙（未成年者喫煙禁止法1条）、帰化（一般）（国籍5条1項）（改正前）、司法書士資格（司書5条2号）（改正前）、医師免許（医師3条）（改正前）、中型免許（道交88条1項）
21 歳以上	大型免許（道交88条1項）